

令和7年度

凍結防止剤購入  
(塩化カルシウム)

購入仕様書

飯田市

## 1 適用範囲

本仕様書は、飯田市（以下 発注者 という。）内で使用する凍結防止剤（塩化カルシウム）の購入に適用する。

なお、本仕様書に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

## 2 購入品名

塩化カルシウムを主成分とした凍結防止剤で、粒状とする。

## 3 代金の支払い

代金の支払いの請求を行う場合は、月合計額の 100 分の 10 に相当する金額（消費税相当額）を加算し請求を行うものとする。（1 円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）

## 4 購入期間

購入期間は、契約日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

## 5 納入指示

納入の指示は発注者が行い、それに従い迅速かつ確実に納入しなければならない。

## 6 納入場所及び購入予定数量

発注者が指定する飯田市内納入場所とする。購入予定数量は、25kg 入…約 60t、500kg 入…約 140t（過去 5 ヶ年平均数量）とする。

## 7 凍結防止剤の規格

納入する凍結防止剤は、下記の規格を満足するものでなければならない。

### (1) 成分濃度・粒状

塩化カルシウム系：CaCl<sub>2</sub>成分が 70%以上の粒状製品。

### (2) 氷点降下

塩化カルシウム系：15%水溶液（重量%）における結晶温度は、-12℃以下でなければならない。

### (3) 防錆剤

凍結防止剤には、防錆剤を使用してはならない。

### (4) 重金属イオン類

塩化カルシウム系

砒素：As<sub>2</sub>O<sub>3</sub>として 4ppm 以下でなければならない。

重金属：pb として 20ppm 以下でなければならない。

アルカリ金属及びマグネシウム：5%以下でなければならない。

### (5) 粒度分布は次のとおりとする。

中心粒径 1.5mm～5.0mm が 85%以上で、7.0mm 以上、1.0mm 以下がそれぞれ 1%以下とする。

## 8 品質保証

品質の保証期間は1年間とし、保管中著しく変質または固結等している場合には、全て受注者の責任において取り替えるものとし、これに要する費用の別途支払いは行わない。

## 9 品質証明書

凍結防止剤の納入にあたっては、受注者は、公的な機関による品質証明書（成分分析試験）の写しを提出するものとする。なお、その試験項目は以下のとおりとする。

- (1) 純度：塩化カルシウムの重量%
- (2) 氷点降下：15%水溶液（重量%）における氷点温度
- (3) 重金属イオン類：塩化カルシウム系砒素（As203 として）、重金属（鉛換算）
- (4) 粒度分布表

なお、成分分析は、食品添加物公定書に基づく試験方法によるものとする。

## 10 包装袋の容量、材質

包装袋は、25kg 入りおよび500kg 入りの防湿性のものとし、その荷重に十分耐えられる材質のものとする。

## 11 空袋の処理

使用後の空袋（25kg 入りおよび500kg 入り）は、受注者（凍結防止剤納入業者）が引き取り処理しないものとする。

## 12 数量の検測

数量の検測は、契約書類及び発注者の指示に従って納入されたと発注者が認めた、それぞれの数量で行うものとする。

## 13 支払い

支払いは、前項の規定に従って検測したそれぞれの数量に対し、それぞれの契約単価で行うものとする。この契約単価には、凍結防止剤の原価、販売手数料、運搬費、充填費、袋代、保管料、発注者倉庫への倉入れ、凍結防止剤の納入に要するすべての費用を含むものとする。

## 14 その他購入細部に関する事項

### (1) 運搬計画書の提出

受注者は、契約締結後速やかに薬品の運搬計画書（薬品製造工場名及び所在地、貯蔵所の所在地及び貯蔵能力、運搬経路及び各々の業者名及び所在地等）を発注者に提出しなければならない。

### (2) 連絡体制の確立

受注者は、契約締結後速やかに連絡体制を確立し（特に夜間、日曜、祝祭日、の体制については十分に計画・検討のこと）、各担当、責任者及び連絡先等を発注者に提出しなければならない。

### (3) 納入に関する注意事項

受注者は、発注者から納入指示を受けた場合には、指示された数量を指定された場所に指定された日時までに納入しなければならない。